

医 第 1 0 9 9 号
平成 28 年 7 月 12 日

各病院管理者 様

石川県健康福祉部医療対策課長
(公 印 省 略)

医療法第 7 条第 2 項及び医療法第 27 条に基づく事務手続の徹底について

日頃から、本県の医療行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

病院等において構造設備を変更する場合には、医療法第 7 条第 2 項（別紙参照）に基づき、所定の手続きにより都道府県知事の許可を受けることとされています。

また、構造設備の変更後の使用にあたっては同法第 27 条に規定されているほか、「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成 13 年 3 月 28 日医第 3265 号）により、事務の徹底を図るよう周知しているところです。

今般、同法に基づく手続きが不十分である医療機関がありました。特に同法第 27 条に基づく使用許可を怠ると罰則規定の対象とされているため、貴職におかれましても、あらためて同法の内容を御了知の上、貴医療機関での構造設備の変更時における申請について遺漏のないよう、よろしく願いいたします。

記

医療法第 7 条第 2 項及び第 27 条の規定に基づく事務の徹底について

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/iryoushidou/0909tuuchi.html>

(事務担当)

医療対策課医療指導グループ

TEL 076-225-1433

FAX 076-225-1434

構造設備の変更及び変更後の使用にあたっての留意事項

1 変更許可申請の対象となるもの

開設許可事項の変更申請書により変更手続きが必要とされるものは、工事を伴う構造設備の変更のほか、診療用エックス線装置の更新、部屋の用途変更や名称変更など工事を伴わない設備変更（許可病床数が増加しない場合であっても、病室内の病床数を増加させるとき）も含まれること。

【申請書類に添付するもの】

- ・ 構造設備変更前の平面図及び変更後の平面図（部屋の配置が分かる平面図）
- ・ 構造設備の概要が分かるもの（診療用エックス線装置のパフレットや仕様書など）

2 病院及び有床診療所における構造設備の変更後の使用許可申請

変更した構造設備（「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」（平成 13 年 3 月 28 日医第 3265 号）の別表に規定するものに限る。）を使用する場合には、都道府県知事の許可が必要となるため、当該許可を受けるまでの間は、変更に係る構造設備の使用をしてはならないこと。

なお、使用許可申請時には、手数料として、県証紙を最寄りの県保健福祉センター（金沢市内の場合は医療対策課）まで納付する必要があること。

3 申請時期

開設許可事項の変更申請は、当該構造設備の変更（工事）開始日の少なくとも 2 週間前までに行うこと。また使用許可が必要となる構造設備にあたっては、使用開始日の 2 週間前を目処に申請し必ず許可を受けること。特に、病室（病床数を減少させる場合を除く）や手術室に関して変更する場合には、県の実地検査が必要となるので、上記申請については十分な余裕をもって行き、日程等については担当者と調整すること。

（参考法令）

○医療法第 7 条第 2 項

病院を開設した者が、病床数、次の各号に掲げる病床の種別（以下「病床の種別」という。）その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で診療所を開設したもの若しくは助産師でない者で助産所を開設したものが、病床数その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときも、厚生労働省令で定める場合を除き、前項と同様とする。

○医療法第 27 条

病院、患者を入院させるための施設を有する診療所又は入所施設を有する助産所は、その構造設備について、その所在地を管轄する都道府県知事の検査を受け、許可証の交付を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

○医療法第 74 条第 1 号

次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、・・・途中省略・・・、第二十二條の三第二号若しくは第五号又は第二十七條の規定に違反した者